

令和3年度（2021年度）認知症サポーター見守り体制等推進事業実施要項

1 事業実施の目的

市町村等により養成された認知症サポーターのその後の活動を活性化する取り組みを支援し、その取組みを県内各地へ普及させることを目的として実施します。

2 補助対象となる事業

認知症サポーターによる認知症の方の自宅訪問活動・認知症カフェなど、認知症の方やその家族の見守り体制づくりや居場所づくり等（認知症の方を含む地域の支え合いを進めるなどの地域福祉活動等を含む）、又はこれらの取組みを推進するリーダー役の養成研修等の事業（活動の立ち上げ又は活動強化（新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じて取組む支援活動等を含む）に係るものに限る。）で、他の地域、団体、市町村のモデルとなるものとしします。

なお、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨被災地等で認知症サポーターが行う認知症の方への支援活動についても対象とします。

【具体的な事業例】

- ・認知症の方の見守りネットワーク体制づくりや訪問等の見守り活動
- ・高齢者の行方不明対応のための徘徊模擬訓練等の活動
- ・認知症の方やその介護家族の居場所づくり（認知症カフェ、つどいの開催）
- ・認知症の方を支える活動を中心となって推進していく人（リーダー）づくり（認知症サポーターステップアップ研修や認知症サポートリーダー養成研修の開催）
- ・介護サービス事業所（従事者）等における地域住民への支援・交流促進事業（認知症啓発活動や在宅介護の支援、認知症高齢者と地域住民との交流）
- ・平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨等で被災された方を対象とした傾聴ボランティア活動
- ・平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨被災地等での認知症の方や家族等への居場所づくり、見守り活動 等
- ・オンラインによる支援活動（つどいのオンライン開催、認知症の方と地域住民とのオンライン交流）

3 補助事業の実施主体

上記事業に取り組む民間団体及び市町村で、民間団体については、次の要件を全て満たす団体（個人を除く。）とします。

- ①補助対象となる事業を着実に実行できる組織体制が熊本県内にあること。
- ②宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ③適切な事業運営が確保できると認められる団体であること。

4 補助対象経費等

事業実施主体に応じて、上記事業を行うために必要な経費について、以下の金額を限度として、県の予算の範囲内で補助します。

- （1）民間団体：15万円
- （2）市町村：30万円

ただし、当該事業が備品等の取得のみを内容とする事業ではないこと。

(補助対象経費の内訳)

区分	内 容
①謝金	研修会講師への謝金等
②旅費	研修会講師の旅費、事業実施に伴う交通機関の運賃・宿泊費・駐車料金等
③食糧費	研修会講師のお茶、茶菓子代、交流会に伴う食材料費等 ※酒類、スタッフ会議の弁当代等は対象外
④需用費	事務用品等の物品購入費 (文具等の消耗品、パンフレットなどの印刷製本費)
⑤役務費	切手、はがき代、各種手数料、各種保険料、オンラインの通信費等
⑥委託料	事業の委託に要する経費
⑦使用料及び賃借料	会議室の使用料、高速道路通行代金、機材の借り上げ代等
⑧備品購入費	単価が3万円以上の物品の購入に要する経費 (事業を実施するのに直接必要な機材等の経費) ※備品を購入する場合には、原則3者以上から見積書を徴取し、その中から最低価格のものを購入することとします。 ※単価が10万円を超えるものについては、超えた額を補助対象外経費とし、各団体の負担とします。

5 補助の期間

補助事業の実施にあたり令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに要した経費に限ります。

6 補助事業となった取組みの普及について

補助対象となった事業の実施主体は、認知症サポーターや市町村職員等を対象とした研修会における取組事例発表や活動事例集等の作成等、県事業に協力するとともに、地域内において、自ら積極的に活動を広める広報活動を行うことを条件とします。

7 申請手続き

(1) 申請先

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 認知症対策班
(※申請を予定される場合には必ず県に事前相談をお願いします。)

(2) 申請方法

申請に当たっては、申請期限までに(4)の書類を申請先に提出してください。

(3) 民間団体が申請主体の場合

申請にあたっては、申請期限の1週間前までに、下記書類を民間団体から市町村に提出することとします。市町村は、団体からの申請があり、その内容が適当であり、かつ、適切な事業運営が確保できると認められる場合は、申請書類に副申書を添付したうえで申請期限までに速やかに県へ提出をお願いします。

なお、申請の提出先は事業を実施する団体のある市町村、または事業を実施する場所の市町村とします。

(4) 申請に必要な書類

①補助金交付申請書(熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)
別記第1号様式)

②事業計画書(認知症サポーター見守り体制等推進事業補助金交付要領(以下「要領」という。)
別記第1号様式)

- ③収支予算書（要領別記第2号様式）
 - ④団体の概要、活動内容等が分かる書類
 - ⑤団体の寄付行為、定款、規約又はこれらに準ずるもの
 - ⑥その他参考となる書類
- ※④及び⑤については、申請主体が民間団体の場合に限る。

8 事業の選定方法

書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）により事業実施主体を選定します。
なお、選定にあたっては、取組み内容の新規性、継続可能性、普及可能性や地域のバランス等を考慮します。

9 実績報告書の提出

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年（2022年）3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。

実績報告書に必要な書類は次のとおりです。

- ①補助金実績報告書（要項別記第7号様式）
- ②事業実績書（要領別記第4号様式）
- ③収支精算書（要領別記第2号様式）
- ④事業に伴う、支払関係書類（見積書、請求書、領収書等）
- ⑤実施事業の詳細が分かる資料（実施事業の写真、パンフレット等）
- ⑥その他補助事業に関する資料

10 補助事業の内容等の変更等

（1）交付申請内容の変更

交付申請内容に変更がある場合（軽微な変更を除く）には補助金変更申請書（要項別記第4号様式）を提出していただきます。

（2）事業実施状況報告

事業の進捗状況など、必要に応じ状況報告（要領別記第3号様式）の提出を求めることがあります。

11 情報の公開

この事業の実施にあたって、事業の応募状況や交付状況（団体の名称、代表者名、事業の名称、事業概要等）について情報を公開する場合があります。

また、事業実施の概要や提出いただいた資料の一部等について、サポーター見守り体制の推進、熊本地震復興支援等のため、広く周知することがあります。

12 留意事項

本事業の実施にあたって、本実施要項の他、熊本県補助金等交付規則、熊本県健康福祉補助金等交付要項及び認知症サポーター見守り体制等推進事業補助金交付要領に定めるところにより行うものとします。また、その他本事業の実施にあたり必要な事項は別途定めます。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）11月26日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。